

ノートルダム清心女子大学研究倫理委員会規則

(目的)

第1条 ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行い、かつ、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果の捏造と改ざん、盗用等。）に関する相談又は告発を受付け、それに適切に対応するために、本学にノートルダム清心女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 本学の研究倫理規準に関する事項
- 二 本学の動物実験指針に関する事項
- 三 研究倫理の遵守と啓発に関する事項
- 四 研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付けと取扱い等に関する事項
- 五 研究倫理に関する学長の諮問事項
- 六 その他必要な事項

(研究計画の審査)

第3条 委員会に、「ヒトを対象とする研究」に関する倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）を置く。倫理審査委員会に関する事項は、別に定める。

2 委員会に、動物実験委員会を置く。動物実験委員会に関する事項は、別に定める。

3 委員会に、遺伝子組換え実験安全管理委員会を置く。遺伝子組換え実験安全管理委員会に関する事項は、別に定める。

(研究活動の不正行為の告発等の受付けと取扱い)

第4条 委員会は、本学に所属する研究者に係わる研究活動の不正行為に関する相談又は告発を受付け、調査等を含めた適切な取扱いを行う。

2 研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付けと、調査等を含むその取扱いに関する事項は、別に定める。

(委員)

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。）は次の者とし、学長が委嘱する。

- 一 副学長のうち1名
- 二 文学研究科長及び人間生活学研究科長
- 三 文学部長及び人間生活学部長
- 四 倫理審査委員会委員長
- 五 動物実験委員会委員長
- 六 遺伝子組換え実験安全管理委員会委員長
- 七 その他学長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は前条に定める委員から学長が委嘱し、副委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長を補佐し、必要な時にはこれを代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長及び副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第8条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。前項にかかわらず、重要事項に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。前項にいう重要事項については、委員会がこれを定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(研究倫理相談員)

第10条 委員会に、研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。相談員は、研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付窓口となる。

2 相談員は次の者とし、学長が委嘱する。

一 委員会委員

二 その他学長が必要と認めた者

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 相談員は、研究活動の不正行為に関して受付けた相談又は告発の内容を、委員会委員長に報告するものとする。

5 相談員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

6 相談員は、当該告発等が自らの利害に関係する場合には、当該事案を担当することができない。

(委員等の公正性)

第11条 委員並びに相談員及びこの規則に基づき不正行為の調査等に携わる者は、相談又は告発に対して、公正かつ中立の立場で対応しなければならない。

(守秘義務)

第12条 委員並びに相談員及びこの規則に基づき不正行為の調査等に携わる者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第13条 委員会の事務は、学長事務室が行う。

(その他)

第14条 委員会は、この規則に定めるもののほか、研究倫理に関して必要な事項を定めることができる。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、評議会が行う。

附 則

1 この規則は、平成19年3月14日から施行する。

2 この規則の施行以前に存在するノートルダム清心女子大学研究倫理委員会及び同委員会規則は、「ヒトを対象とする研究」に関する倫理審査委員会及び同委員会規則と改称する。

附 則

この規則は、平成29年4月26日から施行する。